

④ サーベイランス強化加算等の見直し

第1 基本的な考え方

我が国における Access 抗菌薬の使用比率が低い現状を踏まえ、適正使用を更に促進する観点から、サーベイランス強化加算について、抗菌薬の使用状況を考慮した評価体系に見直す。

第2 具体的な内容

サーベイランス強化加算について、サーベイランスへの参加自体に対する評価と、サーベイランスにおける抗菌薬の適正使用状況のモニタリングにより、目標値を達成している又は参加医療機関の中で実績が上位である医療機関に対する評価に区分するよう見直しを行う。

改 定 案	現 行
<p>【感染対策向上加算】 [算定要件] 注4 感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3を算定する場合について、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、サーベイランス強化加算として、<u>3点</u>を更に所定点数に加算する。</p> <p><u>5 感染対策向上加算を算定する場合について、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、抗菌薬適正使用加算として、5点を更に所定点数に加算する。</u></p>	<p>【感染対策向上加算】 [算定要件] 注4 感染対策向上加算2又は感染対策向上加算3を算定する場合について、感染防止対策に資する情報を提供する体制につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関に入院している患者については、サーベイランス強化加算として、<u>5点</u>を更に所定点数に加算する。</p> <p>(新設)</p>

<p>[施設基準] 二十九の二 感染対策向上加算の施設基準等 <u>(7) 抗菌薬適正使用加算の施設基準</u> <u>抗菌薬の適正使用につき十分な実績を有していること。</u></p> <p>第21 感染対策向上加算 <u>7 抗菌薬適正使用加算の施設基準</u> <u>(1) 抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。</u> <u>(2) 直近6か月における外来で使用する抗菌薬のうち、Access抗菌薬に分類されるものの使用比率が60%以上又は(1)のサーベイランスに参加する病院又は有床診療所全体の上位30%以内であること。</u></p> <p><u>8 届出に関する事項</u> <u>(1)～(4) (略)</u> <u>(5) 抗菌薬適正使用加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式●●を用いること。</u> <u>(6) (略)</u></p> <p>【外来感染対策向上加算】 [算定要件] <u>注15 注11に該当する場合であつて、抗菌薬の使用状況につき別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において初診を行った場合は、抗菌薬適正使用加算として、月1回に限り5点を更に所定点数に加算する。</u></p> <p><u>16 (略)</u></p> <p>[施設基準] 三の六 抗菌薬適正使用加算の施設基準</p>	<p>[施設基準] 二十九の二 感染対策向上加算の施設基準等 (新設)</p> <p>第21 感染対策向上加算 (新設)</p> <p><u>7 届出に関する事項</u> <u>(1)～(4) (略)</u> (新設)</p> <p><u>(5) (略)</u></p> <p>【外来感染対策向上加算】 [算定要件] (新設)</p> <p><u>15 (略)</u></p> <p>[施設基準] 三の六 削除</p>
---	---

抗菌薬の適正使用につき十分な実績を有していること。

第1の6の2 抗菌薬適正使用加算

1 抗菌薬適正使用加算

(1) 抗菌薬の使用状況のモニタリングが可能なサーベイランスに参加していること。

(2) 直近6か月における外来で使用する抗菌薬のうち、Access抗菌薬に分類されるものの使用比率が60%以上又は(1)のサーベイランスに参加する診療所全体の上位30%以内であること。

2 届出に関する事項

抗菌薬適正使用加算の施設基準に係る届出は、別添7の様式●●を用いること。

※ 再診料、医学管理料等及び在宅患者診療・指導料のうち外来感染対策向上加算の対象となるもの並びに精神科訪問看護・指導料におけるサーベイランス強化加算についても同様。

(新設)